

成年後見制度と後見人の職務について

◇ 成年後見制度とは

成年後見（以下単に「後見」といいます。）制度とは，ある人（以下「本人」といいます。）の判断能力が十分でない場合（認知や記憶等に障がいのある方，知的障がい者，精神障がい者など）に，本人を法律的に保護し，支えるための制度です。

例えば，本人が，預金の解約，福祉サービスを受ける契約の締結，遺産分割の協議，不動産の売買などをする必要があっても，本人に判断能力がほとんどなければ，そのような行為はできませんし，判断能力が十分ではない場合にこれを本人だけで行くと，本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのような場合に，家庭裁判所が援助者を選び（審判），この援助者が本人のために活動する制度が成年後見制度です。

～ 注意！！～

- 本人の障がいが身体的なものだけの場合や，本人が単なる浪費者，性格の偏りがあるだけである場合にはこの制度を利用できません。
- 本人保護を目的とする制度であるため，本人の財産を贈与したり，貸し付けたりすることは原則として認められません。
- 後見開始の審判を受けた本人は，様々な制約を受けることになります。例えば，会社の取締役や公務員になれない，一定の資格を取得できない，印鑑登録が抹消されるなど，本人の社会生活に影響が及びます。どのような制約があるかは，それぞれの法律で個別に定められています。個別の資格制限等のご自身で調査願います。

◇ 後見制度の類型

後見制度には，本人の判断能力の状態によって，三つの類型があります。

また，援助者に選任されるのは1人とは限らず，必要に応じて，複数の人や法人（団体）が選任されることもあります。

類 型	本人の判断能力	援 助 者	
後見開始	全くない	後見人	それぞれの監督人が選任されることがあります。
保佐開始	著しく不十分	保佐人	
補助開始	不十分	補助人	

- ※ 後見人・・・ 本人の財産行為について全ての代理権を有し、療養看護の方針を決定します。
- ※ 保佐人・・・ 本人の重要な財産行為に対して同意をするかどうか判断したり、同意していないのに行われた財産行為を取り消したりします。
特定の行為については、別途「代理権付与」の申立てを行い、審判で認められた範囲で代理権を持つことになります。
- ※ 補助人・・・ 審判で認められた重要な財産行為について、本人に対し同意を与えたり、補助人の同意なくしてなされた財産行為を取り消したり、特定の行為について本人を代理します。補助開始の申立てと一緒に、「同意を要する行為の定め」と「代理権付与」のいずれか一方又はその両方の申立てを行っていただくことになります。

～ 注意！！～

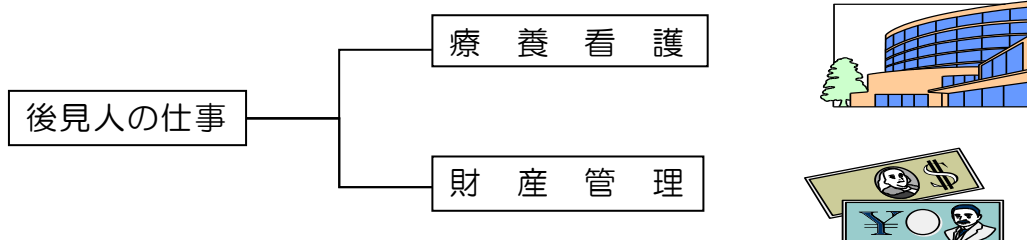
申立ての際は、診断書を添付の上、本人の判断能力の状態によって、後見、保佐、補助のいずれかの申立てをしていただきます。同封の診断書では「判断能力の判定についての意見」は4段階に分かれており、上から順に後見、保佐、補助、該当なしに相当します。鑑定により申立ての類型と異なる結果が出た場合は、「申立ての趣旨の変更」という手続をしていただきます。

いったん後見等が開始すると、本人が亡くなるか、判断能力が回復して手続が取り消されるまで後見等の手続は続きます。

したがって、保険金の受領や遺産分割など申立ての直接の目的が達せられても、後見人としての役目が終わるわけではありません。

◇ 後見人の職務

家庭裁判所は、申立人等から推薦された候補者にとらわれず、いろいろな事情を考慮して後見人を選任します。選任された後見人は、本人の意思を尊重して、その心身の状態や生活状況に配慮しながら、次のような仕事を行います。



1 療養看護

- (1) 本人の介護契約、施設入所契約、医療契約等についての代理権を行使します。
- (2) 本人の生活のために必要な費用を、本人の財産から計画的に支出します。

- (3) 後見人に就任したら、まず、本人の財産、収入を把握し、医療費・税金などのきまった支出の概算をし、療養看護の計画を立て、収支の予定を立てます。
- (4) 本人の療養看護は長期にわたることもありますので、中長期的展望に立って、最善の療養看護ができるように計画します。

2 財産管理

- (1) 本人の財産を管理します。
- (2) 本人の財産に関する法律行為（売買契約等）についての代理権（取消権）を行使します。
- (3) 後見人就任後、1か月以内に本人の財産を調査し、財産目録を作成し、家庭裁判所の定める期限までに提出します。
- (4) 本人の財産は、あくまで本人のものであり、後見人や第三者のために使用したり、貸し付けたりできません。また、本人名義の財産を後見人個人の名義にすることもできません。
- (5) 本人の財産に損害を与えないような安全な方法で管理します。
- (6) 本人の財産から支出できるものは、基本的には、本人の生活・療養看護に関する費用です。その他、本人が扶養していた配偶者や未成年者の生活費や後見事務に必要な費用も支出できます。
- (7) 本人の収入支出について、金銭出納帳を付け、領収書等の資料を保管しなければなりません。
- (8) 本人の居住用の不動産について、売却、建物の取壊し、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定などの処分をする場合には、家庭裁判所に「居住用不動産処分許可」の申立てをする必要があります。
- (9) 後見人と本人がお互いに遺産分割や賃貸借の当事者になるなど、利益が相反するときは、家庭裁判所に「特別代理人選任」の申立てをする必要があります。

3 職務の終了

- (1) 後見人の任務は、辞任、解任、後見開始審判の取消し、本人の死亡などにより終了します。終了の際は終了報告書等を提出していただきます。
- (2) 本人が亡くなられた場合には、必ず京都家庭裁判所後見センターまでご一報下さい。

4 後見人の責任

- (1) 後見人としてふさわしくないときは、辞めていただき、代わりに専門職の後見人（報酬は本人の負担となります。）を選任することがあります。
- (2) 注意義務に違反し、損害が発生した場合は損害の賠償を求められたり、不正な行為があった場合には刑事罰を受けることがあります。

◇ 後見人の報酬付与

後見人の報酬は、「報酬付与」の申立てに対して家庭裁判所の審判があつて、は

じめて認められることとなりますので、本人の財産から勝手に差し引くことは許されません。報酬額は、家庭裁判所が決定します。

◇ 家庭裁判所の後見監督

後見等開始後、家庭裁判所は後見事務等の監督（事務等が適切に行われていることの確認や指導助言）をします。監督の方法としては、原則として、1年に1回、定められた期限までに後見事務の状況を自主的に報告し、その報告内容を裁判所が点検することになります。また、裁判所から必要に応じて報告を求めることもあります。日頃から、いつでも報告できるように準備しておくことが必要になります。

後見人が定められた期限までに報告をしなかったり、不適切な後見事務を行うと、専門職の後見人を現在の後見人に加えて選任されたり、後見監督人を付されたり、後見人を解任されたりすることがあります。また、不適切な事務の内容によっては、原状回復を求められたり、あるいは業務上横領罪等の刑事責任を問われたりすることもあります。

◇ 後見制度支援信託

本人に相当額の財産があるときや、多額の金銭を受け取る予定があるときには、本人の財産上の権利・利益を守るために、次のいずれかの方法を利用していただく可能性が高いと考えられます。

I. 専門職を 成年後見人 または 成年後見監督人 に選任する

又は

II. 後見制度支援信託 という仕組みを利用する

後見制度支援信託とは、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託して、払戻しの場合には、家庭裁判所の発行する指示書を必要とする仕組みです。この仕組みにより、本人の財産の適切な管理・利用を行うことができます。

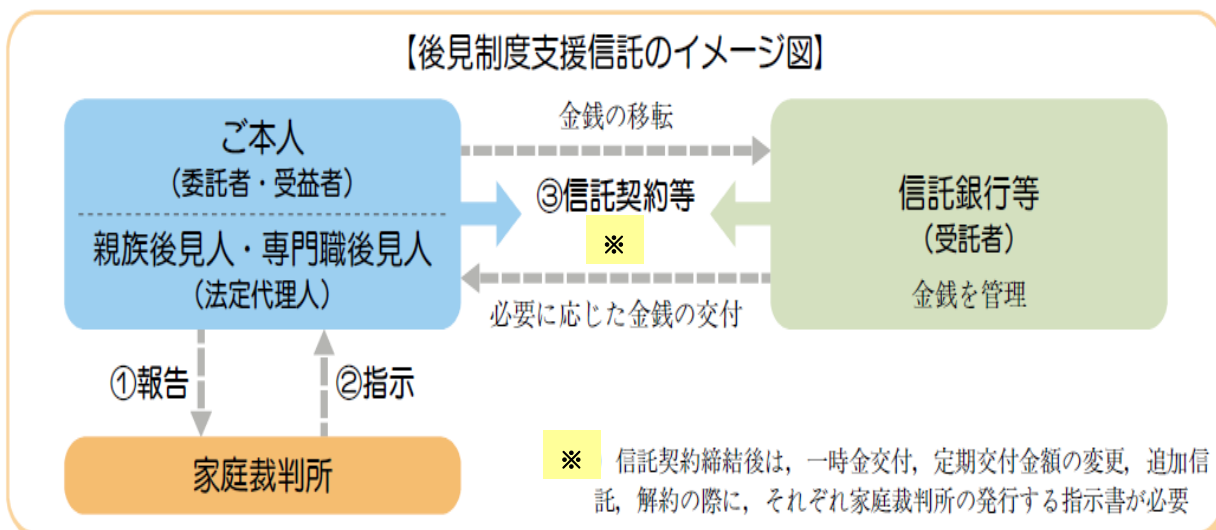
京都家庭裁判所後見センターでは、成年後見制度を利用する本人の財産を確実に保護する観点から、後見開始の審判の申立てのあるものについて、また、既に親族後見人が選任されているものについて、一定額以上の財産がある場合には、一律に、後見制度支援信託の利用を促しています。（保佐、補助及び任意後見では利用できません。）。

後見制度支援信託の利用の検討対象となる「一定額」は、平成28年4月現在、流動資産額1200万円としていますが、今後、見直しがされることもあり得ます。

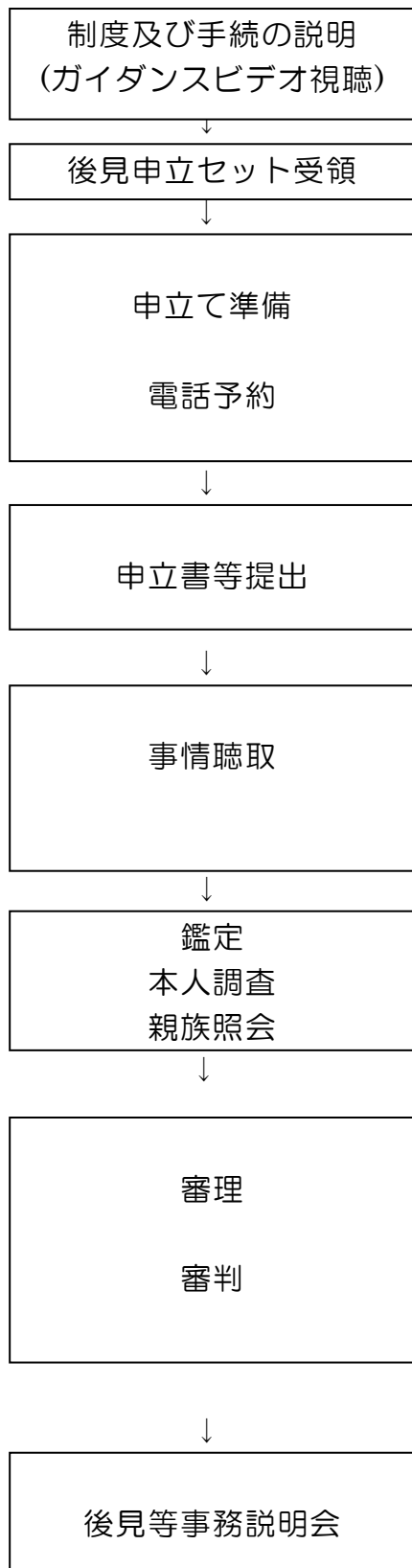
なお、一定額以上の財産がある場合で、後見制度支援信託を利用しない場合には、専門職後見人又は専門職後見監督人が継続的に関与することなどが考えられ

ます。

後見制度支援信託の詳細については、家庭裁判所が配布しているパンフレット「**後見制度において利用する信託の概要**」をご覧ください。なお、裁判所のウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/index.html>）からもダウンロードすることができます。



標準的な審理の流れ（申立てから審判まで）



後見センターで「ガイダンスビデオ視聴」と申し出てください。視聴室で上映します(約30分)。

後見センターでお渡しします。

申立てセット裏のチェックリストを利用して、不足がないよう準備してください。必要書類等がそろそろ目途が立ち次第、事情聴取日時（原則として、平日の午前9時30分、午後1時30分または午後2時30分）を予約してください。
京都家庭裁判所 後見センター 075-722-7211(代)

必要書類等一式を、予約日まで（原則として、予約日の1週間前まで）に京都家庭裁判所後見センターに提出してください（持参・郵送いずれも可）。

予約した日時に、後見センターへお越しください。

事情聴取には1～2時間かかります。

申立人と一緒に、候補者もおいでください（可能であれば本人も一緒においでください。）。

鑑定、本人調査、親族照会は事案に応じて省略することがあります。

申立書、本人に関する照会書、候補者に関する照会書、鑑定結果、親族照会、調査結果等の内容を総合的に検討します。

添付書類が全て整い、鑑定や調査等が順調に進む標準的なケースでは、事情聴取後、1か月から2か月で審判が出ます。後見人に選任された人が審判書を受領した後2週間以内に誰からも不服申立てがなければ審判が確定します。

後見人に選任された方には、後見事務説明会を必ず受けていただくことになります。

◇ 申立ての手續について

申立ては、本人の住所地を管轄する家庭裁判所（住民票上の住所と居所が異なる場合は、居所を管轄する家庭裁判所）にしてください。

申立てができるのは、本人、配偶者、四親等以内の親族、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人、市町村長、検察官です。

～ 注意！！～

誰を後見人に選任するかは、家庭裁判所が、①本人の心身、生活、財産の状況、②候補者と本人の利害関係の有無、③本人の意向、④親族の意向等を踏まえて、長期間にわたって本人の利益となるように総合的に判断をします。

そのため、申立書に記入された候補者が、そのまま選任されるとは限りません。また、後見人に選任される人は、親族に限定されるものでもありません。

11ページに例示していますが、家庭裁判所は様々な事情を総合考慮し、弁護士、司法書士または社会福祉士等の第三者の専門職を後見人として選任することがあります。また、必要な場合には、後見人候補者を後見人に選任した上で、後見人の仕事の内容をチェックする後見監督人を選任することもあります。この場合、後見人・後見監督人になった弁護士等の報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われることになります。

後見人や後見監督人として誰を選任するかについての審判に対しては、不服の申立てをすることができません。

◇ 事情聴取について

家庭裁判所調査官や裁判所書記官等が、提出資料を見ながら申立人から事情をうかがいます（事情聴取日に申立書等を提出された場合は、事情をおうかがいするまでに30～40分程度お待ちいただきます。）。

候補者に対しては、就任意思を確認し、就任した場合の活動計画や方針をうかがいます。

申立ての際に提出する書類や資料については、同封の各書類をよくお読みになり、記入したり、取り寄せたりするなどしてご準備ください。

◇ 鑑定について

本人の判断能力を明確にするため、診断書を作成した医師や主治医、その他の医師に鑑定をしてもらうことがあります。費用は5万円から10万円程度です。鑑定費用の納付方法については、事情聴取等の中で説明します。

◇ 審判について

裁判官が、調査結果や鑑定結果にもとづいて決定します。決定の前に、必要に応じて、申立人や候補者などに家庭裁判所にお越しただいて、裁判官が事情をお聞きすることがあります。

◇ 申立て費用の負担について

申立てに関する費用は、原則として申立人負担となります。ただし、一部の費用に関しては、「本件手続費用は本人の負担とする」との審判があれば、本人の財産から支出することが可能です（家事事件手続法28条）。

この審判を受けたい場合は、申立書の「申立ての趣旨」欄の「本件手続費用は本人の負担とする」にチェックをしてください。本人負担とする特別な事情があるかどうかを裁判官が判断します。「本件手続費用は本人の負担とする」にチェックをしても、その旨の審判を受けることができないこともあります。

【本人の財産から支出することが可能な費用の一例】

- ①申立書に貼付する収入印紙代
- ②申立書とともに裁判所に予納する郵便切手代
- ③申立書とともに裁判所に予納する収入印紙代2600円
- ④鑑定費用（鑑定を実施した場合のみ）

※ 申立てに関する弁護士費用や司法書士の書類作成代等は本人負担の審判を受けたときでも、原則として申立人負担となりますのでご注意ください。

◇ 申立ての取下げについて

申立人が途中で手続をやめる（取下げをする）には、家庭裁判所の許可が必要になります（家事事件手続法121条（同133条，同142条））。これは、公益性の見地からも本人保護の見地からも、後見等開始の審判をすべきであるにもかかわらず、申立ての取下げにより事件が終了してしまうことが相当ではない場合があるからです。

したがって、例えば、申立人等が推薦する候補者が後見人に選任されない（第三者を選任する）方針が明らかになったことを理由に取り下げたいと考えても、許可されない可能性が高いと考えられます。

注 意 !!

1 次のいずれかに該当する場合は、後見人等候補者以外の者を選任したり、成年後見監督人等を選任する可能性があります。

- (1) 親族間に意見の対立がある場合
- (2) 流動資産の額や種類が多い場合
- (3) 不動産の売買や生命保険金の受領など、申立ての動機となった課題が重大な法律行為である場合
- (4) 遺産分割協議など後見人等候補者と本人との間で利益相反する行為について後見監督人等に本人の代理をしてもらう必要がある場合
- (5) 後見人等候補者と本人との間に高額な貸借や立替金があり、その清算について本人の利益を特に保護する必要がある場合
- (6) 従前、後見人等候補者と本人との関係が疎遠であった場合
- (7) 賃料収入など、年によっては大きな変動が予想される財産を保有するため、定期的な収入状況を確認する必要がある場合
- (8) 後見人等候補者と本人との生活費等が十分に分離されていない場合
- (9) 申立て時に提出された財産目録や収支状況報告書の記載が十分でないなどから、今後の後見人等としての適正な事務遂行が難しいと思われる場合
- (10) 後見人等候補者が後見事務に自信がなかったり、相談できる者を希望したりした場合
- (11) 後見人等候補者が自己または自己の親族のために本人の財産を利用（担保提供を含む。）し、または利用する予定がある場合
- (12) 後見人等候補者が、本人の財産の運用（投資）を目的として申し立てている場合
- (13) 後見人等候補者が健康上の問題や多忙などで適正な後見等の事務を行えない、又は行うことが難しい場合
- (14) 本人について、訴訟・調停・債務整理等、法的手続を予定している場合
- (15) 本人の財産状況が不明確であり、専門職による調査を要する場合
- (16) その他、裁判所が必要と認めた場合

2 次の人は成年後見人等になることができません。（欠格事由）

- (1) 未成年者
- (2) 成年後見人等を解任された人
- (3) 破産者で復権していない人
- (4) 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
- (5) 行方不明である人

3 弁護士、司法書士、社会福祉士等といった第三者の専門職が成年後見人等や成年後見監督人等として選任された場合、第三者の成年後見人等からの申立てにより、家庭裁判所は報酬額を決定する審判をします。報酬は本人の財産の中から支払われます。

【参考】

保佐開始・補助開始について

保佐とは、本人の判断能力が失われてはいないものの、著しく不十分な場合に開始されるものであり、本人の援助者として保佐人が選任されます。申立て後の手続については、後見開始の場合とほぼ同じです。保佐人の仕事の詳細は、「**保佐申立てセット**」をご覧ください。

補助とは、本人の判断能力が不十分な場合に開始されるものであり、本人の援助者として補助人が選任されます。申立て後の手続については、後見開始の場合とほぼ同じです。補助人の仕事の詳細は、「**補助申立てセット**」をご覧ください。

各申立てセットの交付については、後見センター窓口に申し出てください。

※ 保佐人・補助人については、その代理権の範囲によって権限や責任が変わりますが、裁判所への報告方法について、特に裁判所から指示のない限りは、後見人と同様に自主的に1年ごとに報告する必要があります。